

令和5年8月31日

鈴鹿市長 末松 則子 様

鈴鹿市男女共同参画審議会  
会長 藤原 芳朗

鈴鹿市男女共同参画推進条例第13条第2項により本審議会を開催し、令和4年度鈴鹿市男女共同参画基本計画の実施状況について評価を行い、意見をまとめましたので下記のとおり提言します。

## 記

### 1 成果指標 男女共同参画意識の普及度に関する取組について

高校文化祭での啓発といった新しい企画で幅広い年代にアンケートを行い、特に若い世代の意見を収集できたことは評価できる。男女共同参画意識の普及度については、前年度の70.9パーセントから3ポイント上昇し着実に向上しており、引き続き諸施策の着実な展開を期待する。

### 2 成果指標 男女比率が適正な審議会などの割合に関する取組について

概ね目標値を達成しているものの、前年度より女性登用率が低下し、また、地方自治法第180条の5に基づく委員会等に、女性委員のいない委員会が2つある。要因を分析し、改善に向けた施策の見直し等に努めていただきたい。

専門性の高い分野では性別に偏りが出る傾向があり、やむを得ない面はあるとは言え、女性の登用推進方策を活用し、事前協議の段階で選任基準等への進言や、人材の情報収集に努める等、改善を働きかけていただきたい。

### 3 課題I 男女共同参画意識の向上に関する取組について

アンケート結果からジェフリーすずかの認知度は高校生世代で低く、目標達成には至らなかったが、ジェフリーすずかの認知度とともに男女共同参画意識の普及と向上を図ることは、市民全体の意識の底上げに繋がることであり、様々な形での啓発事業に積極的に取り組んでいただきたい。また、地域に出かけて、多くの市民の声を聞き活動に生かしていただきたい。

#### 4 課題Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進に関する取組について

産業分野の啓発については、前年度から改善されているが、引き続き、女性が希望する職業に就職できるよう就労支援を実施していただきたい。

地域における自治会役員等の女性登用の課題については、女性の参画を促進するための効果的な啓発・支援の強化を検討していただきたい。

家庭生活中で育む男女共同参画の推進については、女性活躍の拡大を目指す上で、男性の家庭参画を促進する必要がある。そこで本事業を計画する際には、参加しやすい時間帯の設定などを工夫し、家庭参画の楽しみや達成感を得られ、積極的な家庭参画につながるような取組を実施していただきたい。また、市職員の育児・介護休暇等の取得において、周りの職員の業務負担が増大しないよう休業中のフォロー体制を整備し、男性の育児・介護休暇取得率の更なる向上に努めていただきたい。

「多様な選択を可能にする教育・学習の充実」については、状況の変化に柔軟に対応しながら推進していることが認められるが、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を取り除いていくことが重要であるため、啓発だけでなく、具体的な取組が図れる施策への発展を検討していただきたい。

#### 5 課題Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援に関する取組について

様々な窓口でセクハラやDV、児童虐待についての相談事業が行われ、担当者間で連携を図り対応していることは評価できる。引き続き、きめ細やかなサポート体制のもと、被害を最小限に抑えるための環境整備と支援を継続していただきたい。

また、小中学生に対するジェンダーの視点に立った人権尊重や性差に応じた健康支援は、行政や学校で今後とも取り組んでいただきたい。